

新潟市花育推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 花育関係者のネットワークを広げ、情報を共有しあうとともに、「新潟市花育推進計画」の進捗状況の評価、計画の見直しを行うために新潟市花育推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 新潟市花育推進計画の進捗状況の評価に関すること。
- (2) 新潟市花育推進計画の見直しに関すること。
- (3) その他花育の推進に係る事項に関すること。

(組織)

第3条 推進委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 花生産流通関係者
- (3) 教育関係者
- (4) 市民
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から委嘱した日の翌年度の末日とし、再任は妨げない。
ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営等)

第5条 推進委員会を運営するために会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを決める。

- 2 会長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。
- 3 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。
- 4 推進委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 5 推進委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(庶務)

第6条 推進委員会の庶務は、農林水産部園芸センターにおいて処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月28日から施行する。